

国の中小企業対策に関する重点要望

2016年7月14日
東京商工会議所

わが国経済は、総じてファンダメンタルズは堅調に推移し、中小企業・小規模事業者の景況感は横ばいとなっているが、近年の事業コストの上昇や価格転嫁の遅れに加え、新興国の減速や金融市場のボラティリティの大きさが企業心理に大きな影響を与えている。さらに、先般イギリスのEU離脱が決定したことによって、企業経営者の不安感は一層増幅し、デフレマインドの払拭を困難なものにしようとしている。

このような現状を打破し、わが国が持続的な成長を遂げるためには、潜在成長率の引き上げは欠かせない。多様な人材の活躍やICTの利活用により、人手不足を克服、生産性向上を図る必要がある。そして、中小企業の設備投資を促すためには、将来を見据えて経営に臨む環境作りが求められる。税制措置のみならず、わが国の制度改革、立地競争力強化に努め、事業環境の整備を強力に推進すべきである。また、一定以上の規模を有し、優れた技術やサービスを持つ中堅企業は、グローバル化など、時代に対応した経営を行い「稼ぐ力」を有している。については、中堅企業や中堅企業に成り得るポテンシャルを持つ中小企業の成長を後押しするとともに、社会構造や産業構造、市場ニーズの変化に直面する中小企業・小規模事業者が、その変化に対応し、自ら道を切り拓けるよう、経営力の底上げや販路拡大に向けた施策を実施するなど、それぞれの規模に応じた施策を展開すべきである。

あわせて、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年に向け、国民が夢や希望を抱くとともに、中小企業への経済的な波及効果も期待されることから、その効果が最大限に発揮されるよう、大会整備はもちろんのこと、全国的な気運盛り上げに注力すべきである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。については、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

記

I. 人手不足の解消、生産性向上に向けた取り組みの強化、事業環境の整備

1. 企業の活力を高めるための労働力人口の確保・人材の高度化

有効求人倍率などの各種指標が示すとおり、あらゆる業種において人手不足は顕著となっており、特に中小企業では事業継続や受注拡大の障壁となるなど、深刻な課題となっている。わが国が少子高齢化という構造的な問題を抱える中、中小企業は慢性的な人手不足が続くことが予想さ

れることから、かかる状況を打破するためには、労働力の量（労働者数増加、労働参加率上昇）と質（労働生産性向上）の両面から、労働市場の改革に取り組む必要がある。については、女性、高齢者、若者といった多様な働き手が活躍できるよう、個々の意欲・能力の向上と働きやすい環境づくりを推進するとともに、人材育成を図るべきである。「量」の面では、ミスマッチの解消に資するインターンシップ推進や企業の環境整備に対する支援に加え、「130万円の壁」の解消や「労働基準法」改正案の早期成立など、法制、税制、社会保障制度の整備により、働きたい意志が尊重される社会の構築に取り組むべきである。また、「質」の面では、職業訓練の充実や技能人材の高度化、技術承継などが必要となるが、「ものづくりマイスター制度」を活用した専門家による指導の他、ITやVR（バーチャルリアリティ）など最新技術の活用を推進されたい。

なお、「同一労働同一賃金」については、非正規労働者に対し「不合理な理由による不利益な扱いをしてはならない」という趣旨であるならば、総論としては理解するが、最も懸念されることは同一労働の定義が明確にできるかである。仮に、定義が不明確なまま、「合理的な理由」の立証責任が企業のみ課せられれば、無用な労使紛争を引き起こし、中小企業の労務管理負担は増大し、経営に大きな混乱が生じることになる。「同一労働」の議論にあたっては、終身雇用・年功序列との関係をどう整理するのか、キャリアコースや勤続年数の違いなどによる「不合理ではない」賃金格差をガイドライン等で具体的に整理できるのかなどについて、中小企業の経営の実態を踏まえた慎重な検討を行われたい。

従業員の健康を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む経営手法である「健康経営」については、労働生産性向上に寄与し、認知度も上がりつつあるが、具体的にどのようなことに取り組みばよいか、二の足を踏む中小企業経営者も多い。日本健康会議で「健康経営500社」、「健康宣言等1万社」の目標を掲げている中、健康経営アドバイザーによるノウハウの供与や、インセンティブの付与により普及を後押しするとともに、健保組合によるデータヘルス計画の策定支援や、ヘルスケア産業活性化に努められたい。

【要望内容】 <厚生労働省、経済産業省、文部科学省、内閣府>

- 中小企業の魅力を伝える事業や定着率向上に向けた施策の強化（中小企業のインターンシップ推進に向けた支援やノウハウの提供等）
- 女性や高齢者など多様な人材の活躍のため、環境整備を行う企業への支援、社会保険・税制の仕組みの見直し、および女性活躍推進法における、中小企業の行動計画策定へのインセンティブの付与
- 「同一労働」の定義の明確化、終身雇用・年功序列との関係の整理、キャリアコースや勤続年数の違いなどによる「不合理ではない」賃金格差等のガイドラインでの具体的整理など、中小企業経営の実態を踏まえた慎重な検討
- 高度な技能人材の育成、ものづくりの技術承継に向けた取り組みの推進（ものづくりマイスター制度の普及促進や日本版デュアルシステムの推進、職業高校や高等専門学校等の拡充、ITやVR（バーチャルリアリティ）の活用等）
- 日本健康会議の活動と健康経営アドバイザーを通じた中小企業のサポート支援、インセンティブの付与、ならびにデータヘルス計画の推進とヘルスケア産業の振興

2. 生産性向上や販路開拓におけるICTの積極的な活用

ICTは、効率性を高めることによる生産性向上への寄与や、ホームページによる新規顧客の獲得のみならず、テレワークやクラウドソーシングなどにより、多様な働き方を可能とする重要なツールとなっている。しかしながら、中小企業では、専門人材の不足などもあり、十分に活用できていない。先般発表された「日本再興戦略2016」においても、2年間で1万社以上を専門家が支援することを掲げているが、目標の達成のため、専門家の育成を強化するとともに、具体的なベストプラクティスを提示することで、中小企業が導入の具体的なイメージを想像できるよう、推進されたい。また、「J-Goodtech（ジェグテック）」や「ここから調達」などのマッチングサイトを通じた販路拡大、および「J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）」、「J-STORE（ライセンス可能な特許情報）」などのデータベースは効率的かつ効果的な情報収集を行うことが可能となることから、活用の促進に向け、周知徹底を図られたい。

一方で、ICTの利活用は多くの情報を保有することから、その情報が漏えいしないよう、情報セキュリティ対策を講じることは不可欠である。セキュリティマインドの向上や、各種試験・資格の普及促進、情報対策設備の導入補助を検討されたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省、特許庁＞

- 先進的な取り組み事例の積極的な発信、ITコーディネータ等、専門家育成の強化
- 多様な働き方に向けたICTの活用（テレワークやクラウドソーシングの推進等）
- 「J-GoodTech」（ジェグテック）や「ここから調達」などWEBサイトを通じた販路拡大や、「J-PlatPat」や「J-STORE」などのデータベースの活用講習会の回数増加、内容の充実化、講義映像のインターネット配信、企業内研修での講師派遣
- 情報セキュリティ対策の推進（セキュリティマインドの向上や、各種試験・資格の普及促進、設備機器導入支援）

3. 消費税率引き上げ延期を受けての課題

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは確実に実施を

消費税率の10%への引き上げが2019年10月に延期となったが、商工会議所は、予めから、社会保障制度の持続のためには消費税率の10%への引き上げが必要であると主張してきた。わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、少子化対策の実行のためにも、消費税率の引き上げは必要であることから、社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底するとともに、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 今般の消費税率引き上げ延期を受け、軽減税率制度の導入は再検討すべき

軽減税率制度の導入は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきと主張してきたが、今般の消費税率引き上げ延期を受け、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は再検討すべきであると考えられる。

(3) 適格請求書等保存方式は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、

500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証することが法律で規定されていることから、インボイス制度は、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、慎重に検討すべきである。

検討にあたり、まずは、消費税10%へ引き上げ後、インボイス制度導入前に、免税事業者に対する価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開を実施し、そのうえで、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証し、廃止を含め、必要な措置を検討すべきである。

【要望内容】 <財務省>

- 2019年10月の消費税10%への確実な引き上げ
- 消費税引き上げ延期を受けた軽減税率制度の導入の再検討
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）は十分な期間を設け、廃止を含め、慎重な検討が必要
- 円滑な価格転嫁に向けた転嫁対策特別措置法の延長、外税表示の選択可能措置の恒久化

4. 事業コスト引き上げに伴う円滑な価格転嫁、下請取引の適正化

原材料価格をはじめとする事業コストの上昇は、価格転嫁の困難な中小企業の利益を圧迫しており、当商工会議所の調査によると、約9割の中小企業が上昇した事業コストを商品やサービス価格に十分に転嫁できていない。また、価格転嫁のみならず、中小企業は不当廉売や優越的地位の濫用など、「不公正な取引方法」の危険に晒されている。このような取引を是正、防止するためには、「独占禁止法」や「下請代金支払遅延等防止法」のガイドラインの周知徹底はもちろんのこと、業種の追加などガイドラインの拡充、運用の強化・徹底を図り、下請取引、および中小企業取引の適正化をすすめるべきである。

【要望内容】 <経済産業省、公正取引委員会、財務省>

- 「独占禁止法」や「下請代金支払遅延等防止法」のガイドラインの周知徹底、およびガイドラインの拡充、運用強化・徹底
- 「転嫁対策パッケージ」の一層の推進、下請かけこみ事案の相談機能や監視機能の強化

5. わが国の立地競争力強化に資する制度改革や政策の推進、東京の国際競争力強化に向けた都市基盤の整備

(1) 国家戦略特区の推進

国家戦略特区は、大胆な規制・制度改革により、産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点形成を目的に創設され、具体的には都市計画法等の特例の他、オープンカフェの設置等に係る道路占有許可基準の緩和（道路法の特例措置）などの規制改革メニューが盛り込まれている。これらの特例措置は、国際的なビジネス環境整備のみならず、まちづくりやにぎわい創出につながり、都市の魅力向上にも資することから、地域の特徴も踏まえつつ、鋭意推進すべきである。

【要望内容】 <内閣府>

- 国家戦略特区を活用したまちづくりやにぎわい創出、新たな産業の創出に向けたビジネス環境の整備

(2) 中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対

わが国経済が持続的な成長を続けるためには、中小企業の活力を向上させる必要があり、その実現には税制による後押しは不可欠である。法人税のさらなる引き下げとともに実現した、新規の機械・装置の取得に対する固定資産税の3年間減免措置は、中小企業の生産性向上に資することから、大いに歓迎すべきことである。引き続き、前向きな設備投資を阻害している償却資産に係る固定資産税の廃止を検討されたい。一方、引き続き検討されるとした外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環を阻害するものであるため、中小企業への適用拡大には断固反対する。あわせて、欠損金繰越控除の利用制限、留保金課税の中小企業への適用拡大についても、大法人に比べ、資金調達の手段が限られ、経営基盤の不安定な中小法人に大きな負担を課すことから反対である。

【要望内容】 <財務省、経済産業省、総務省>

- 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対
- 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない
- 減価償却制度における定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対
- 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止
- 留保金課税の中小企業への拡大には反対

(3) 社会保障制度改革の断行

わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題を克服し、今後も持続的成長を遂げるためには、若者の将来不安の払しょくにも繋がる持続可能な社会保障制度の構築が不可欠である。社会保障給付の重点化・効率化の徹底、経済の好循環による成長の果実の分配はもとより、高齢者の応能負担割合を高めるなど「世代間の負担の適正な分配」を軸にした社会保障改革により財源を生み出し、少子化対策にシフトする財政構造改革が必要である。

具体的には、高所得者の基礎年金（国庫負担分）の減額、デフレ下でのマクロ経済スライド（年金額調整）の発動、病床再編など医療提供体制の適正化の確実な推進、被用者保険から高齢者医療への拠出金負担の軽減など、社会保障制度の持続性を高める改革を断行すべきである。

また、わが国が財政健全化を着実に実施しつつ、少子化対策の着実な実行と社会保障制度を維持するためには、安定的な恒久財源の確保、つまり、消費税の10%への引き上げは必要不可欠である。先述のとおり、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

【要望内容】 <厚生労働省、財務省、内閣府>

- 給付の重点化・効率化の徹底とともに、「世代間の負担の適正な分配」を軸とした社会保障制度改革の推進（高所得者の基礎年金（国庫負担分）の減額、デフレ下でのマクロ経済スライドの発動、医療提供体制の適正化、被用者保険から高齢者医療への拠出金負担の軽減など）
- <再掲> 2019年10月の消費税率10%への確実な引き上げ

(4) 経済と環境を両立するエネルギー政策の推進

東日本大震災前と比べて産業用電気料金は2014年度までに約4割上昇し、その後の大幅な原油価格の下落等によって足元では3割弱の上昇幅に低下しているものの高止まりが続いており、電力多消費産業をはじめとする製造業はもちろん、スーパーなど小売業も含め、幅広い産業に悪影響が及んでいる。加えて、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）に基づく賦課金負担が、今後も長期・固定的に増加し続けることは確実であり、原油価格の動向によっては電気料金が再び増加傾向となりかねない。当所ではかねてより震災前の水準を出来るだけ早期に実現できるよう求めているところであり、そのためには、安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開を全国各地に拡げていくことで火力発電の焚き増しによって増加した燃料費を削減するとともに、国民負担の抑制を確実に実現するFIT制度にする必要がある。また、5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に「中小企業の排出削減対策の推進」が盛り込まれたことに伴い、中小企業の環境経営をハード・ソフト両面で支援されたい。

また、スマートエネルギー化の推進において、「水素エネルギー」はエネルギー源の多様化や災害時の非常用電源としても期待される。推進にあたっては、安全確保を前提にした規制緩和や、製造時にCO₂を排出させない技術開発、小型水素ステーション・次世代蓄電池の研究開発の推進を支援されたい。

【要望内容】 <経済産業省、環境省、内閣府>

- 安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）見直しの具体的制度設計における確実な国民負担の抑制（未稼働案件への厳格な対応、買取価格低減のための入札制導入、安価で安定出力が可能な水力や地熱の積極導入等）
- 再生可能エネルギーの発電コスト低減に向けた技術開発の支援
- 中小企業の経営改善にもつながるハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面での支援
- 水素エネルギーの積極的な活用に向けた保安・設置規制に関する課題の検討、技術等の研究開発の推進

(5) 東京の国際競争力の強化

東京はわが国の経済成長を牽引するエンジンであり、「東京のさらなる発展」と「地方創生」はわが国の成長に必要な車の両輪である。世界的な都市間競争を勝ち抜き、「世界一の都市・東京」を実現するためには、世界中から資金や人材、情報が集まる魅力的な都市として、首都・東京の国際競争力のさらなる強化が必要である。国家戦略特区を活用したビジネス環境とまちづくりの整備はもとより、外環道（関越～東名間）をはじめとした道路ネットワークの形成や、首都圏空港のさらなる国際化や京浜港の機能強化などによる陸・海・空の交通ネットワークの強化、首都直下地震に備えた耐震化や帰宅困難者対策などの防災・減災対策の推進による都市防災力の強化に向け、着実、かつ迅速に取り組まされたい。

また、円滑な物流の確保は、生産・流通・販売の一連のサプライチェーンの流れの基礎となる重要なものであることから、物流拠点の耐震化・再整備の促進や、トラックドライバーの確保・育成など、物流の維持・高度化に向けた環境整備を推進されたい。

【要望内容】 <国土交通省>

- 陸・海・空の交通ネットワーク強化（首都圏三環状道路の整備推進、首都圏空港の更なる機能強化と国際化、京浜港の国際競争力強化）
- 都市防災力の強化（木密地域等密集市街地の早期解消、不燃化・耐震化の推進、帰宅困難者向け一時滞在施設確保に向けた取組の推進）
- インフラ老朽化対策の推進（維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化の両立、緊急輸送道路等の橋梁の長寿命化・耐震化、先端技術の活用等）
- 経済活動を支える物流の維持、高度化（トラックドライバーの確保・育成、物流拠点の耐震化・再整備の促進、中心市街地での荷捌きスペースの確保）

6. 観光立国や地域活性化に向けた取り組みの強化

観光は関連する産業の裾野が広く、地域に大きな経済効果を生み出すことから、東京の持続的成長、地方創生の大きな切り札となっている。わが国が真の観光立国を目指すためには、2015年度の訪日外国人観光客数が2000万人を超え、2020年の4000万人に向けた「インバウンド」の更なる成長、そして、わが国の観光全体の8割を占める「国内観光」の促進の両方を実現させる必要がある。具体的には、国内外の人々を惹きつける魅力あるまちづくり、Wi-Fi整備や多言語対応などインバウンドの「受入環境整備」、ショッピング・ツーリズムの振興やMICEの促進、観光人材育成など観光産業の「稼ぐ力」の強化に努められたい。特に都内ホテルの稼働率は高水準が続き、このような状況の解消には、民泊等多様な宿泊施設の充実が有効であるが、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させる制度設計が必要である。

地域活性化に向けては、まちづくりの他、「地域ブランド」の推進も有効である。「地域団体商標制度」や地理的表示制度の利用促進により、地域産品の高付加価値化を促すとともに、情報発信や販路開拓を支援されたい。

また、商店街は、商業者が集積し、地域経済の重要な役割を担うとともに、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能を補完し、地域コミュニティの担い手としての機能を発揮している。しかしながら、後継者難、顧客の流出、空き店舗の増加などの諸課題を抱えていることから、活性化に向けてソフト・ハード両面での支援を充実するとともに、共同経済事業や環境整備事業での合理的かつ効果的な運営を実現するため、インセンティブの付与により、商店街振興組合法に基づく組織の法人化を推進されたい。

【要望内容】 <内閣府、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、観光庁、他関係府省庁>

- 国内外の人々を惹きつける魅力あるまちづくり、インバウンドの更なる成長に向けた「受入環境整備」（宿泊施設の充実・多様化、多言語対応やWi-Fi環境整備等）、観光産業の「稼ぐ力」の強化（ショッピング・ツーリズム振興、MICE促進等）
- 地域団体商標や地理的表示制度（GI）の積極的なPRと利用促進、ならびに地域団体商標制度の活用促進のため、商標の料金減免制度を創設し、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。
- 地域の社会的機能を補完する商店街に対する支援（ソフト・ハード面に対する支援、商店街振興組合法に基づく法人化の推進）

7. 2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた気運の盛り上げ

今夏のリオ大会が終了すると、2020年の東京大会への注目は、国内外から飛躍的に増すことが予想される。オリンピック・パラリンピック大会の自国での開催は、わが国に夢や希望を与えるとともに、大きな経済効果をもたらすことが期待され、その成功に向けては、全国的な気運の盛り上げはますます重要になる。ついては、気運の盛り上げを担うための必要な取り組みを着実に推進するとともに、大会を契機とした中小企業への経済的効果の波及や、地域活性化に向けた全国各地の地域資源・文化資源の積極的な活用に取り組みたい。

【要望内容】 <内閣官房、スポーツ庁、他関係府省庁>

- 全国的な気運の盛り上げに向けて必要な取り組みの着実な推進
- 2020年大会を契機とした中小企業への経済的効果の波及、受注機会の拡大（発注情報の「中小企業世界発信プロジェクト2020」への積極的な登録等）
- 地域活性化に向けた全国各地の地域資源・文化資源の積極的な活用

8. 熊本地震からの早期復旧・復興と東日本大震災からの本格復興に向けたきめ細やかな支援

4月14日に発生した「平成28年熊本地震」は、熊本・大分両県の生活インフラや事業基盤を破壊し、交通網に大きな被害をもたらした。発生から3か月近くが経過し、徐々に復旧も進みつつあるが、未だに事業再開の見通しが立たない事業者も多く、観光産業にも大きな影響を与えている。ついては、被災者や事業者が通常的生活や事業活動に早期に戻れるよう、迅速かつ、きめ細やかな復興支援を求める。

また、東日本大震災から5年が経ち、住宅再建はピークを迎え、被災企業の施設・設備もほぼ復旧しつつある。他方、地域間・業種間で復興の進捗に大きな差が生じていることから、すべての地域が10年間とされている復興期間の総仕上げに向けた「新たなステージ」に立つことができるよう、2016年度以降の復興・創生期間においては、被災地の住民・事業者の自立の実現に向けて、地域の実情にきめ細かく対応した効果的な支援がこれまで以上に必要である。

【要望内容】 <復興庁、国土交通省>

- 熊本地震の生活・産業インフラの本格的な復旧・復興、事業再開や販路回復等に向けた強力な支援
- 東日本大震災からの確実な復興、自立促進に向けた支援（地域の実情に即したきめ細やかな支援、観光振興や被災企業の販路開拓、福島への復旧・復興の加速）

Ⅱ. 地域経済の活性化に不可欠な円滑な事業承継の実現

1. 抜本的な事業承継税制の見直し

社会全体での高齢化の進展を受け、経営者の平均年齢も高まる中、雇用を守りつつ、次世代に優れた技術やサービスを残すために、事業承継は経営者の優先的な課題事項となっている。しかしながら、現行の取引相場のない株式の評価方法は、経営努力で企業を成長させればさせるほど評価額が高くなり、また上場企業の株価上昇に伴い、類似業種比準価額方式による中小企業の株価が、業績に関係なく、想定外に上昇することで、相続税や贈与税の重負担につながり、円滑な事業承継の阻害要因となっている。そのような中、「平成28年度与党税制大綱」では「取引相場のない株式の評価について、早急かつ総合的な検討を行う」と記載されたことは大いに歓迎するとともに、検討にあたっては非上場株式の評価の減額につながる評価方式に見直すべきである。

また、事業承継税制では、贈与税の納税猶予制度の発行済議決権株式の「2/3要件」、相続税の納税猶予制度の「80%要件」が円滑な事業承継を阻害していることから、早急にそれぞれ100%へ引き上げるべきである。

【要望内容】 <経済産業省、財務省>

- 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し（分散した株式の集中化を図るための株式評価額の低減、円滑な事業承継が実現するための適切な評価方法への見直し）
- 事業承継税制の抜本的な見直し（発行済議決権株式の「2/3要件」の100%への拡充、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ）

2. 持続的な成長に向けた事業引継ぎの後押し

従来事業承継の手法は「親族内承継」が大半であったが、社会構造の変化などに伴い、近年は「従業員承継」の他、「第三者承継」の割合が高まっている。現在政府は事業引継ぎ支援センターをほぼ全国に設置し、案件をデータベース化・センター間で共有するなど、支援体制の整備を進めている。しかし、センター数の増加に比し、予算増加額が伴っていないことから、結果として1センター単位での予算額は減少していることから、今後も増加が予想される「事業引継ぎ」の相談に対応できるよう、予算額の拡充を求める。また、事業引継ぎにおいて、企業価値の算出や契約書の作成で、専門家の助言が欠かせないことから、これらの費用に対する補助制度の創設を求める。

あわせて、事業を引き継いだ従業員や第三者が、マネジメントなど経営面において、憂いなくバトンタッチを受けられるよう、経営力の向上に向けた施策や研修などを充実させたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 事業引き継ぎ支援センターにおける支援体制強化、予算拡充
- 事業承継に係る費用（企業価値の算出など）に対する補助の創設
- 金融機関の小規模M&Aへの取り組み推進と事業引き継ぎ支援センターとの連携促進に向けた指導
- 経営後継者の経営力向上に向けた伴走支援（「大人の武者修行」など、他社インターンや研修などの充実）

Ⅲ. 中堅企業やそのポテンシャルを持つ中小企業の成長の後押し

1. 設備投資や新製品・新サービス開発の後押しと事業環境の整備

(1) 設備投資や新製品・新サービス開発の後押し

中小企業が生産性を向上させるためには、省力化と付加価値の引き上げが必要であり、設備投資はその両方を実現させることができる重要な投資行動である。特に、中小企業がさらなる発展や価格競争からの脱却を図るためには、「新技術や新製品・新サービスの開発力」が重要であり、当商工会議所の調査においても、中堅企業への成長要因として同様の回答がトップとなるなど、設備投資は中小企業が飛躍するためには必要不可欠な手段である。ついては、その取り組みを後押しするため、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（ものづくり補助金）」などの継続・拡充とともに、中小企業投資促進税制の継続・拡充を検討されたい。

あわせて、世界の産業構造が急激に変化を遂げる中、中堅企業など比較的規模の大きい企業では、規制緩和などビジネス環境の整備を求める声が大きい。イノベーションの妨げとなる規制・制度の改革に取り組むとともに、IoTやロボット、医療・バイオなど、新たな産業分野や成長産業への参入を目指す中堅・中小企業を支援されたい。

【要望内容】 <経済産業省、財務省、他関係府省庁>

- イノベーションの妨げとなる規制・制度の改革断行、新たな産業分野への中堅・中小企業の参入に対する支援
- ロボット導入に対する支援の拡充（実現可能性調査や導入実証に対する支援拡充）
- 「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（ものづくり補助金）」の継続・拡充
- 中小企業投資促進税制の継続・拡充による設備投資の後押し

(2) 中小企業から中堅企業への切れ目のない支援

大きな飛躍を目指す中小企業にとって、中小企業基本法の中小企業の範囲を超えると、中小企業向けの各種支援策を利用できなくなり、そのことが中堅企業への成長の障壁となっていた。先般の通常国会で成立した「中小企業等経営強化法」では、中小企業のみならず、資本金10億円以下、又は従業員数2,000人以下の中堅企業も支援対象となり、地域経済を牽引する中堅企業に対する支援の厚みが大きく増すことが期待される。現在、中小企業基盤整備機構による債務保証などが決定しているが、今後も本法律に基づき、中堅企業に対する支援策を充実し、中小企業から中堅企業への切れ目のない支援を推進されたい。あわせて、当商工会議所の調査によると、資本金1億円超から10億円以下の中堅企業は生産性向上を課題として認識し、設備投資にも意欲的である。しかしながら、利用可能な租税特別措置が少なく、実質的法人税の負担率は全法人の中で最も高い。ついては、設備投資も含め、成長を後押しする税制措置を検討されたい。

【要望内容】 <経済産業省、財務省>

- 「中小企業等経営強化法」に基づいた中堅企業に対する支援策の充実
- 地域を牽引する中堅企業の成長を後押しする税制措置の導入

2. 企業間・産学官連携の推進、知的財産権の取得、活用、保護に対する支援

中堅企業や中小企業が新たな製品やサービスを産み出す際や、単独では解決し得ない課題に取り組む場合において、企業間や大学、研究機関との連携は、弱みや足りない部分を補完するとともに、強みが掛け合わさることで大きな相乗効果を生み出し、非常に有効である。しかしながら、これらを有機的に結び付けるにはコーディネーターの存在が重要であることから、マッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成強化に努めるとともに、さらなる産学官連携に向け、大学・研究機関が持つ特許を中小企業が事業化評価する間、無償で開放すべきである。

また、付加価値の高い製品やサービスを提供するためには、個々の企業が自社の強みを知的財産とし、権利の取得・保護に努め、戦略的に活用することが求められる。ついては、中小企業の特許料金減免制度を抜本的に見直すことや、特許の申請書類を簡素化し手続き負担を軽減する環境整備を行う一方、知財戦略を立案・推進できる人材育成への支援に注力されたい。

なお、中小企業は優れた技術やノウハウなどを保有しているにもかかわらず、国内外の企業による権利侵害の危機に晒されており、このことは、中小企業、ひいてはわが国の競争力低下につながることから、独禁法ガイドライン拡充など断固たる措置を取るとともに、模倣・海賊版などの知的財産侵害に対する支援を強化されたい。

【要望内容】 <経済産業省、文部科学省、特許庁、公正取引委員会>

- オープンイノベーションなど企業間や産学官連携などに対する支援推進、マッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成
- 大学や研究機関が保有する特許の中小企業への事業化評価する間無償開放（山口大学の特許開放モデルの展開）
- 特許料金減免制度を従業員 300 人以下の中小企業は一律半減、出願経験に乏しい中小企業は 1/4 に減免し、実用新案・意匠・商標にも減免制度を導入
- 出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請を認め、その様式は該当事項にチェックを入れる方式などの工夫と、申請要件等については宣誓方式に変更
- 営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含む総合的な知財戦略を立案・推進できる人材の育成、その育成カリキュラムを開発し、中小企業へ提供
- 技術・ノウハウの不当な吸上げへの独禁法ガイドライン拡充による断固たる措置、中小企業の裁判費用の助成や減免措置の創設
- 金融機関に対し知的財産の適正な評価をもとにした融資を促すため、「知財活用ビジネス評価支援」、「知的資産報告書作成支援」を拡充し、さらに積極的に推進
- 模倣・海賊版等による知的財産権侵害に対する対策の強化（相手国への一層の働きかけ、在外公館やジェトロの積極的な関与、対策費用への補助拡充）

3. 積極的な国際展開に挑む中堅・中小企業の後押し

当商工会議所の調査によると、6割の中堅企業が何らかの形で海外との取引を行っており、海外需要などをうまく取り込むなどして、「稼ぐ力」を強化している。本年2月に環太平洋経済連携協定（TPP）が署名され、今後は世界のGDPの約4割を占めるアジア・太平洋の8億人の巨大市場の成長を取り込むチャンスが、中堅企業のみならず、中小企業にも広がることが期待される。ついては、先般設立された「新輸出大国コンソーシアム」のスキームを最大限に活かし、国際展開を行おうとする中堅・中小企業を効果的、かつ効率的に支援されたい。また、中小企業の

海外進出にあたっては、グローバル人材の確保・育成は、喫緊の課題であることから、支援策の充実を図られたい。

海外での販路の開拓や拡大を目指すためには、個社単位のPRだけでは効果的とはいえないことから、政府自らが戦略的かつ継続的な情報発信を行い、日本の中小企業や日本製品の認知度向上に努められたい。また、わが国のコンテンツは海外でも高い評価を受けているので、コンテンツの輸出を国家プロジェクトとして位置付け、重点的な取り組みをされたい。あわせて、海外の各地域によって販売に必要な規格や認証が異なることが、海外への進出や輸出の大きな障壁となっていることから、各国の標準規格（CEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用の補助創設、中小企業の技術の標準化や、わが国の認証基盤の強化を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、外務省>

- TPPを起爆剤とした海外需要を取り込むための中堅企業、中小企業に対する支援
- 情報提供や、相談・諸手続のワンストップ支援体制の整備
- 海外展開を推進する人材の支援（グローバル人材の採用・育成支援）
- 戦略的かつ継続的な情報発信による日本の中小企業・日本製品の認知度向上支援
- ターゲットとする国において、国が主導して日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）の設置、ならびにコンテンツの輸出促進のための「ジャパン・ハウス」での重点的PR、「J-LOP+」事業の推進
- 国際標準・規格・認証による国際競争力の強化、および中小企業に対する支援の促進（CEマークなど各国の標準規格の情報提供や取得費用の創設、中小企業の持つ技術の標準化やわが国の認証基盤の強化等）

IV. 中小企業・小規模事業者の経営力強化に向けた支援

1. 経営力の底上げに向けた施策展開

日本の企業数の99.7%を占める中小企業・小規模事業者は、雇用や納税などを通じて、国民生活や国の財源を支え、日本経済を担っている。わが国の持続的な成長のためには、地域の活力向上は不可欠であり、その地域経済の主役たる中小企業・小規模事業者が時代の変化に対応するため、経営力の底上げを図る必要がある。前述の「中小企業等経営強化法」では、「経営力向上計画」の策定に基づき、機械装置の投資に係る固定資産税の軽減措置など、様々な支援メニューが追加された。本計画は「労働生産性の向上」が原則的な指標となっており、中小企業自らが計画を策定することで、経営力の向上が期待されることから、今後も本計画の作成を推進するために施策や税制措置で後押しすべきである。また、中小企業の幅広い課題の解決を担う商工会議所が円滑に事業を進められるよう、安定的な予算確保に向けた都道府県への指導を行われたい。

また、施策の運用にあたっては、書類の簡素化など中小企業・小規模事業者の利便性に配慮した改善がなされているところではある。情報収集は企業それぞれに依るところが大きい、あまねく事業者に施策の情報が行き届くよう、「ミラサポ」などのWEBサイトやメール配信などでPRを行うなど随時工夫を凝らすことで、さらにニーズや実態に即した運営を目指されたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- 中小企業等経営強化法に基づく、中小企業・小規模事業者の経営力向上に資する施策、税制措置の推進
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 中小法人の軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の拡大
- 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した施策の運用（施策PRの強化、各種施策の単年度での予算措置の見直し、申請や報告に係る書類の簡素化、助成金等に係る審査期間の短縮）

2. 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援

昨今のインターネットの普及などにみられる産業構造の変化や、高齢化や人口減少などの社会構造の変化、そして、消費者の嗜好の多様化など、様々な変化が中小企業・小規模事業者を取り巻いている。特に電子商取引については、経済産業省の調査によると、2015年の市場規模はBtoCで13.8兆円（2010年比+76%）、BtoBにおいても広義で288兆円（2010年比+12%）となるなど、着実な伸びを示している。中小企業においても、その変化に対応し、売上を伸ばす企業がいる一方で、販売チャネルの多様化に苦慮する企業も多いことから、ECサイト構築など新たなツールを目指す事業者を支援されたい。特に「小規模事業者持続化補助金」は、経営計画策定とともに販路開拓に資することから、今後も継続・拡充を求める。

また、事業者が市場や消費者のニーズにマッチした商品を提供するためには、マーケティングを精緻に行う必要があることから、小売業を中心とした中小企業が天候や販売実績などから消費行動を把握できるよう、マーケティングの後押しを進められたい。近年では、ビッグデータを活用したマーケティングが大企業を中心に行われているが、中小企業も活用することができるよう、RESAS（地域経済分析システム）の機能拡充も行いつつ、支援すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、総務省、内閣府＞

- 小規模事業者持続化補助金の継続、および予算の拡充
- 販売チャネルの多様化に対応し、新たなツールを活用する事業者等へ支援（ECサイト構築支援等）
- 天候や販売実績など様々なデータを活用した中小企業・小規模事業者のマーケティングの後押し
- ビッグデータの中小企業による活用の支援（RESAS（地域経済分析システム）の拡充など）

3. 創業支援体制の強化

創業は新たな財・サービスの提供により、需要を喚起するとともに、雇用創出の効果も高く、また、地域の活性化や課題解決にも大きく貢献する。しかしながら、創業希望者にとって、行政機関への手続きの多さや、所要日数の長さは大きな障壁となっている。ついては、国家戦略特区における「開業ワンストップセンター」の機能を拡充し、開業手続きの簡素化・迅速化、創業希望者のレベルに合わせた相談機能のワンストップ化を進められたい。また、創業直前・直後は経営基盤が脆弱であることから、「創業・第二創業促進補助金」の継続・拡充や事業性を重視した資金供給を行うとともに、実績も少なく、販路開拓が困難である創業初期の企業のため、創業初期企業と既存企業との接点の強化や、既存企業が創業初期の企業との取引することに対し、インセンティブの付与や債権を保全する制度を創設することで、創業初期の企業の販路拡大を後押しされたい。

そして、今後さらに創業に対する気運を高めるためには、チャレンジを称え、社会が評価し、失敗を前向きに捉える風土を築き上げる必要がある。社会風土を変えていくことは一朝一夕には難しいことから、創業の社会的な意義をアピールするとともに、学校教育におけるアントレプレナーシップの醸成を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁、財務省、文部科学省＞

- 創業予定者の利便性を考慮した開業手続きの簡素化・迅速化、創業希望者のレベルに合わせた相談機能のワンストップ化の推進
- 「創業・第二創業促進補助金」の継続・拡充
- 創業初期の企業に対する事業性・成長性を重視した資金供給態勢の推進
- 創業初期の企業と既存企業との商談や交流機会など、接点の強化
- 創業初期の企業との取引開始に対するインセンティブの付与、創業企業に対する債権を保全する制度の創設
- 創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免
- 学校教育におけるアントレプレナーシップの醸成（起業家教育の本格的な導入など）

4. 金融支援による中小企業・小規模事業者の成長の後押し

金融政策などによる後押しの影響もあり、中小企業の資金繰りは改善傾向にあるものの、創業期や新分野に進出する際は実績による裏付けが難しく、資金調達が困難なケースも見受けられる。

飛躍が期待される中小企業に十分な資金が行き届くためには、企業の事業性に基づいた融資が必要であることから、金融機関の「目利き力向上」に努められたい。特に経済産業省の推進する「ローカルベンチマーク」は企業の財務情報のみならず、非財務情報も記載することで、企業と金融機関が情報を共有し、情報の非対称性を解消することが期待されることから、普及に向けて推進すべきである。「経営者保証に関するガイドライン」についても、法人と個人の分離によって、早期事業再生や円滑な事業承継などに資するものであることから、経営者に対する周知や金融機関への指導を徹底されたい。

また、マル経融資制度は、小規模事業者の経営改善に資するのみならず、低金利などのメリットも多く、小規模事業者に広く利用され、件数も大きく増加している。しかしながら、件数の増加したことにより予算が不足しており、融資利率が上昇している。融資利率の上昇は経営改善に取り組もうとする小規模事業者の大きな負担となることから、予算枠を大幅に拡充し、利率上昇の抑制に努められたい。あわせて、取扱期間などを確実に延長するとともに、労働集約的な業種の規模要件を緩和すべきである。

現在 47 都道府県に設置されている「再生支援協議会」は、経営不振に陥る中小企業の再生計画の策定支援を行い、企業の事業再生のみならず地域経済のセーフティネットとして大きな役割を果たしている。当協議会は、2018 年 3 月末で産業競争力強化法の法的期限を迎えることから、今後も中小企業の再起を後押しするため確実に延長をすべきである。

政府で検討されている信用保証制度のあり方については、経済産業省でのワーキンググループにて「信用補完制度の見直しに係る中間的な整理」を取り纏めたところであるが、業種や地域などによる違いや、中小企業・小規模事業者等の借入への影響を念頭に置きながら、セーフティネット保証制度の設計を行うべきである。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 企業の事業性に基づいた中小企業融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用等）
- 「経営者保証に関するガイドライン」の経営者に対する周知、金融機関に対する指導の徹底
- 産業競争力強化法に基づく法的期間（2018 年 3 月 31 日）を迎える「再生支援協議会」の延長
- マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の大幅拡充、取扱期間（2017 年 3 月 31 日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（2017 年 3 月 31 日まで）の延長・恒久化、労働集約的な業種（介護、情報サービスなど）について、事業者の規模要件(従業員数 5 人以下)を緩和する措置
- 信用保証制度のあり方については、中小企業・小規模事業者等の借入への影響を勘案し、制度設計を行うべき

以上

2016 年度第 6 号
2016 年 7 月 14 日
第 685 回常議員会決議